

時差勤務の導入に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和6年（2024年）4月19日～5月21日 6回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1 趣旨	職員が自身のライフスタイルに合わせて、柔軟に働くことのできる職場環境を整備することで、職員の公務能率の向上及びワークライフバランスの推進を図ることを目的とし、時差勤務制度を導入する。	提示においては、対象外としている会計年度任用職員が時差勤務を望んでいるかどうかわからないが、ワークライフバランスを謳うのであれば今後検討課題とすることも必要であると考えている。	市の提案どおりとする。 要領やQ&Aは改めて当局から詳細を伝える。 管理職等への研修については、いわゆる労務管理に関する研修というような形で検討したい。
2 時差勤務の対象外の職員	次の各号に掲げる職員は時差勤務をすることができないこととする。ただし、ア及びイに定める職員のうち、当該休暇を申請しない日は、時差勤務を行うことができることとする。また、ウに掲げる職員については、公務の運営に支障が生じないことが明らかな場合として所属長が特に認める場合は、この限りではない。 ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けている職員 イ 鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第7条第3項に規定する介護休暇又は介護時間の承認を受けている職員 ウ 消防の隔日勤務の職員及び保育園に勤務する職員 エ 作業センター、環境センターに勤務する職員（シフト勤務及び班編成等を行う必要がなく公務の運営に支障がないと所属長が特に認める場合は除く。）	今回の導入理由とコロナの時の導入理由は全く違うため、再度周知することも含め、管理職や時差勤務を利用する職員に対して研修等を行って欲しい。	
3 勤務パターン	標準勤務（午前8時30分～午後5時		

	15分)に加え、次のいずれかから選択できることとする。 ア 午前7時00分～午後3時45分 イ 午前7時30分～午後4時15分 ウ 午前8時00分～午後4時45分 エ 午前9時00分～午後5時45分 オ 午前9時30分～午後6時15分 カ 午前10時00分～午後6時45分 いずれの勤務パターンも休憩時間は原則として午後0時00分～午後1時00分とする。ただし、業務の都合上やむを得ない場合には、休憩時間を所属長が変更できる。		
4 開始時期	令和6年7月1日		